

KOBEシニア元気ポイント活用支援等

業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料（部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）	38,140,000円（うち消費税及び地方消費税を含む）をこの契約締結後、乙の請求に基づき速やかに概算払いを行い、検査終了後、仕様書に基づき精算を行う。 ただし、39,868,000円（うち消費税及び地方消費税を含む）（ポイント交換にかかる費用 10,368,000円、ポイント交換にかかる費用を除く委託料 29,500,000円）を上限とする。
精算を行う場合の方法	検査終了後、付加条項第43条に従い精算する。
2 契約保証金（第3条関係）	
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。） 債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで なし
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償又は免除の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係） 委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	なし なし
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	なし
6 別紙委託契約約款に付加する条項	（精算） 第43条 乙は、委託業務の完了後、甲の指定する期日までに、業務報告書を甲に提出しなければならない。 2 甲は、前項により乙から業務報告書の提出を受けた場合、第4条に基づき検査し、仕様書に基づき精算を行う。 3 乙は、前項による精算の結果、概算払を受けた委託料に余剰金を生じたときは、これを甲の定める方法により、甲の指定する期日までに、甲に返納するものとする。
7 担保期間（第13条）	

この契約の締結を証するため、甲と乙は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。なお、本契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本として

扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市
契約担当者 地域協働局長 ○ ○ ○ ○

乙